

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
(1) 国指定史跡「出島和蘭商館跡」の追加指定について	1～5
(2) 出島の完全復元に向けた今後のスケジュール	6

文化観光部

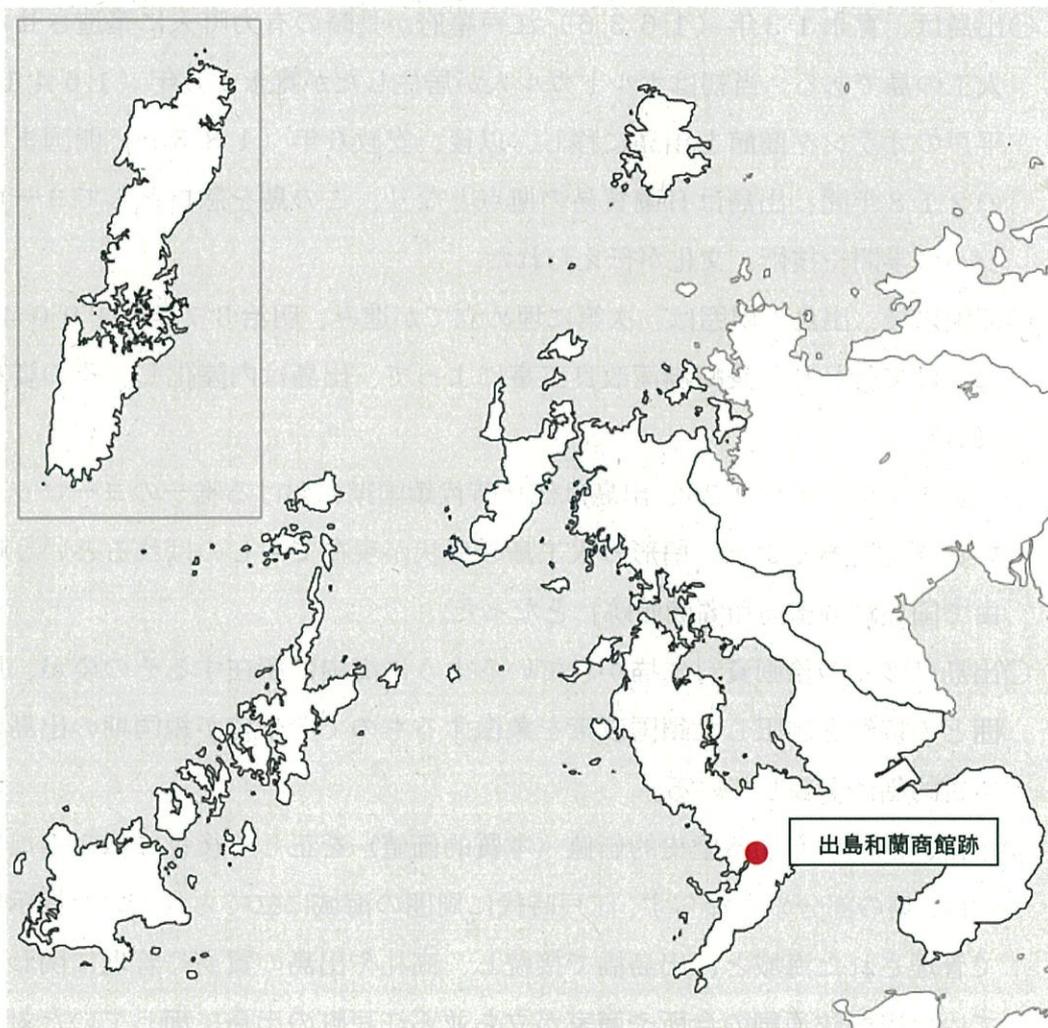
平成 29 年 11 月

(1) 国指定史跡「出島和蘭商館跡」の追加指定について

平成29年11月17日（金）に開催される国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、追加指定すべき文化財として文部科学大臣に答申されました。

今回の追加指定により国指定史跡としてさらに歴史的価値が高まることで、本市の魅力あるまちづくりの活性化につながることを期待されます。

なお、今後、追加指定の効力が生ずる官報の告示がされる予定です。



出島和蘭商館跡

- 種 別：史 跡
- 所 在 地：既 指 定 地：長崎県長崎市出島町1の1ほか27筆等
追加指定地：長崎県長崎市出島町39番ほか5筆
- 指定面積：既 指 定 地：15,012.05㎡
追加指定地：613.51㎡
合 計：15,625.56㎡
- 所 有 者：長崎市 長崎県 国 個人
- 概 要

○出島は、寛永13年（1636）江戸幕府が長崎の有力町人に築造させた人工の島である。当初はポルトガル人が居住したが寛永18年（1641）平戸のオランダ商館を出島に移し、以後、安政6年（1859）開国までの218年間、出島は日蘭貿易の拠点となり、この島を窓口としてヨーロッパの学問や技術、文化が伝えられた。

○開国以後、出島の周囲は、次第に埋め立てが進み、明治37年（1904）にかけて行われた長崎港湾改良工事によって、出島は内陸化し、その姿を失った。

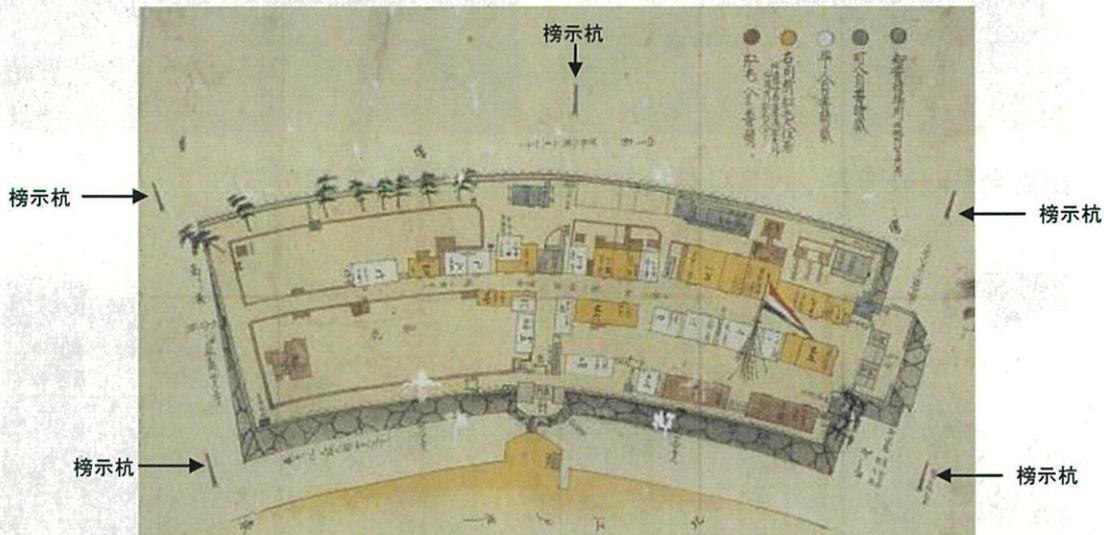
○大正11年（1922）、出島は江戸時代鎖国期における唯一のヨーロッパの貿易地であること、扇形の人工島の形状が現在でもしのばれるという理由で国史跡「出島和蘭商館跡」となった。

○出島は多くの絵画資料に描かれているように海中に所在するその姿が、周囲との接触を制限した鎖国政策を象徴するものでその姿が鎖国期の出島の本質的価値を表している。

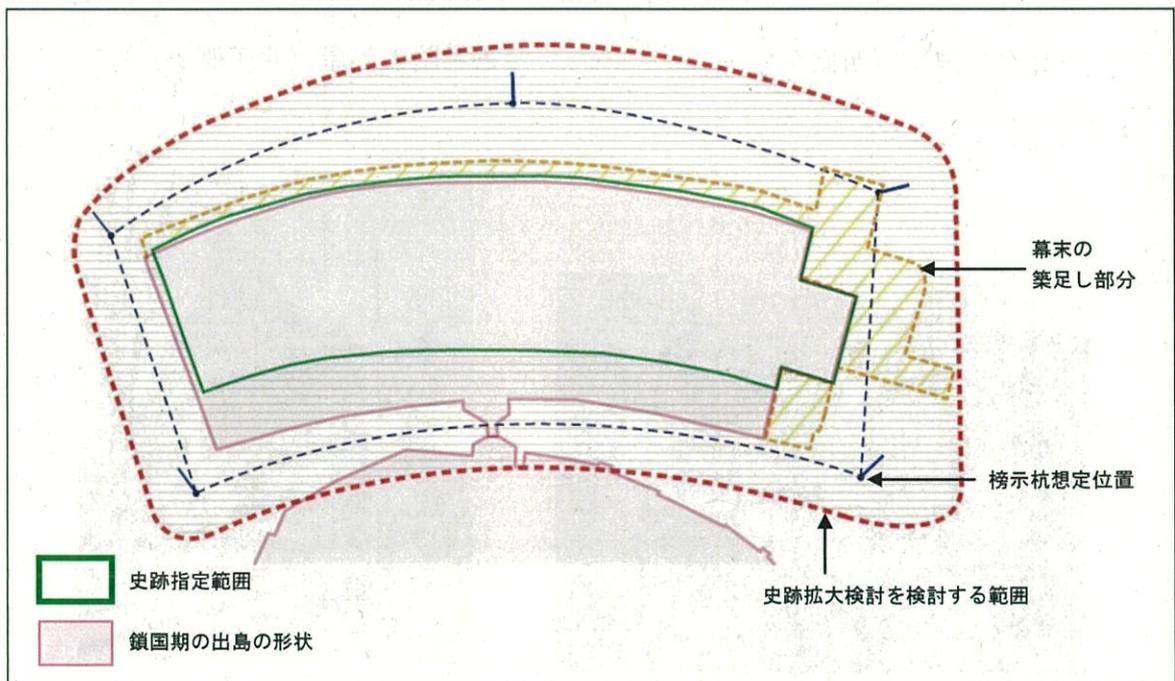
○また、出島が有する歴史的価値（本質的価値）を正しく後世に伝えるためには、島の部分のみならず、江戸時代に周囲の海域に立てられていた^{ぼうじくい}榜示杭で管理された海域と、出島橋で接続し、^{こうまつ}高札や出島の貿易や管理に関わっていた阿蘭陀通詞の会所や商家が立ち並ぶ江戸町の出島に面していた対岸部分までを史跡の範囲に含める必要がある。

○さらに、鎖国期のみならず幕末の開国以降も海外との交流の窓口であったという歴史の連続性も重要である。歴史の連続性を示す要素として、幕末に波止場や遊歩道を新設するために^{つきたし}築足された石垣遺構があるが、^{ぼうじくい}榜示杭

を基準とした追加指定範囲は、石垣遺構を包含する範囲になっているため鎖国期の出島の本質的価値に加え、幕末以降の歴史的価値も併せて守ることが可能になる。今回、当時の海域部分のうち、条件の整った部分を追加指定する。



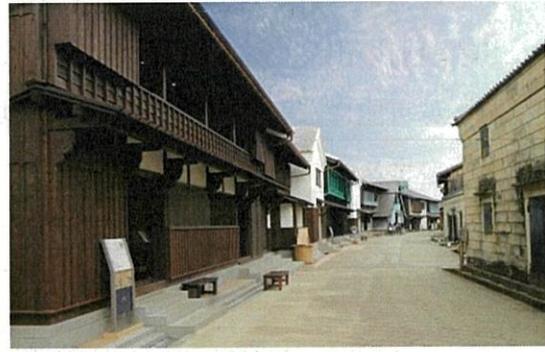
榜示杭が描かれた幕末の絵図『出島図』長崎歴史文化博物館収蔵 安政初年(1854-55)



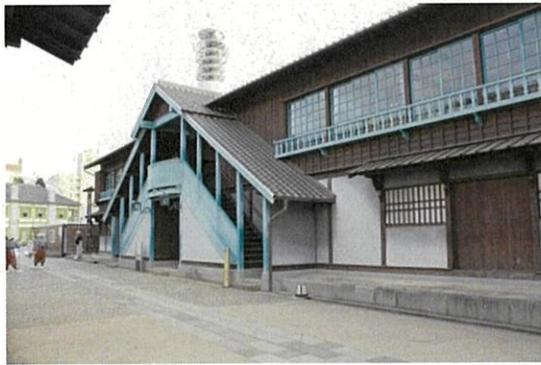
史跡指定拡大検討範囲イメージ図



出島全景（撮影者：NBC長崎放送）



中央通路（東側から）



カピタン部屋（西側から）



筆者蘭人部屋（北西側から）

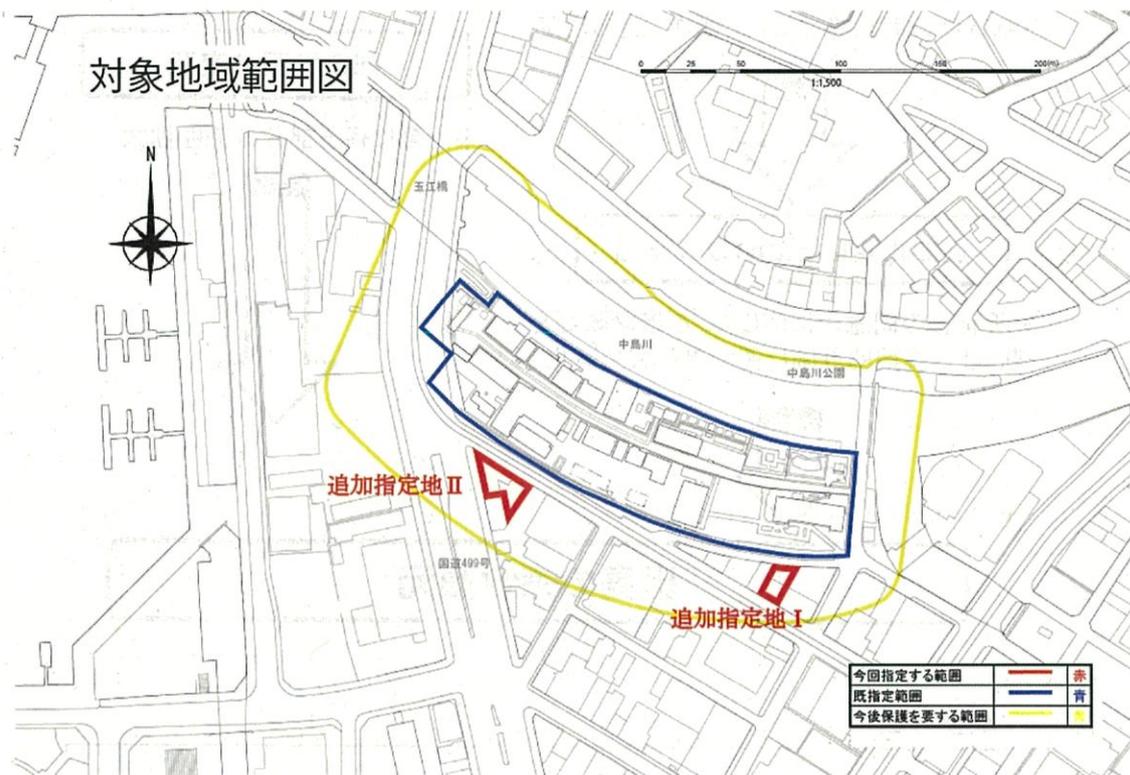


追加指定地 I

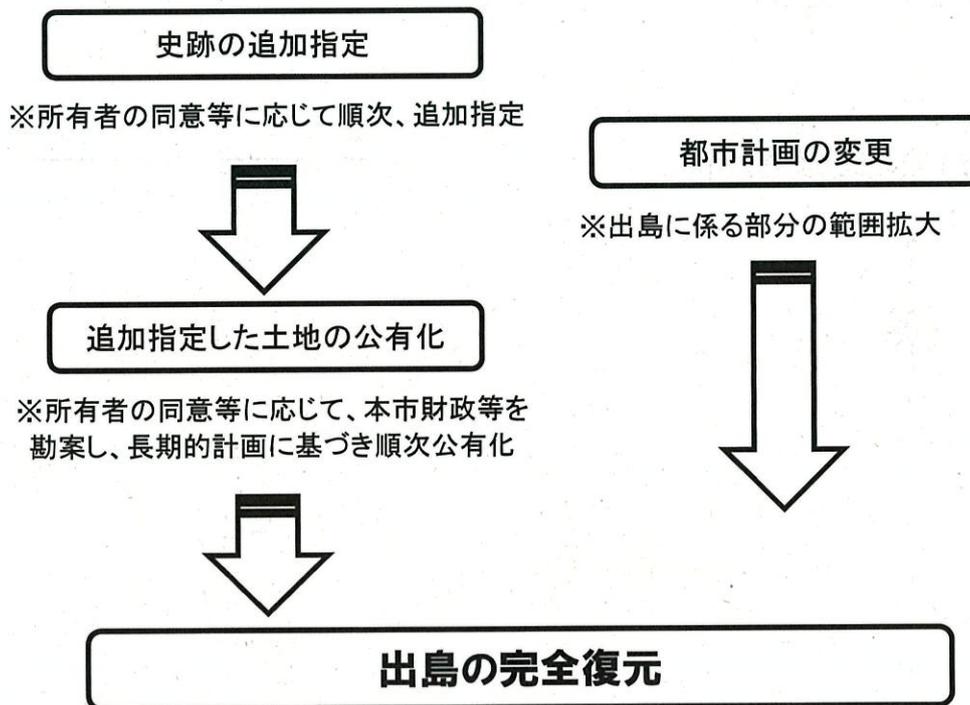


追加指定地 II

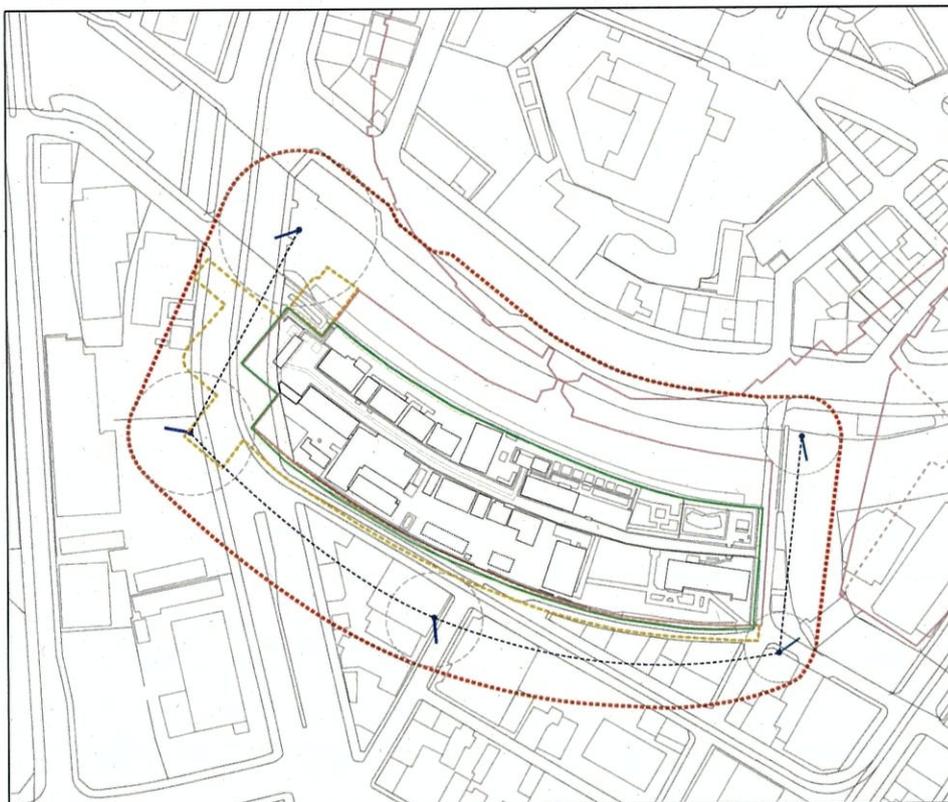
追加指定地（2箇所）



(2) 出島の完全復元に向けた今後のスケジュール



■参考図



※赤点線範囲が鎖国期の出島の本質的価値があると認められる範囲であり、史跡の追加指定を行っていく範囲。